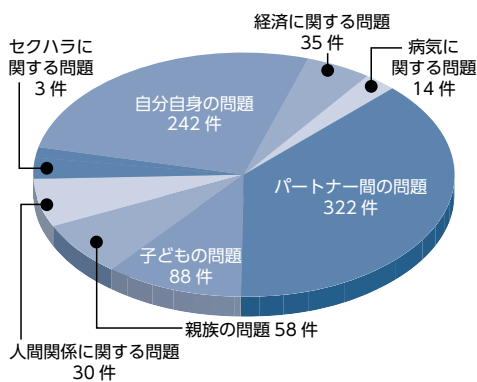


OP 女性への暴力



11月12日(木)～25日(水)は
女性に対する暴力をなくす運動

平成26年度相談件数



本市の現状
平成26年度に、市の女性総合相談に寄せられた相談件数は792件。夫婦や恋人などパートナー間の問題に関する相談が322件と最も多く、そのうちDVに関する相談は51件でした。また、性的被害やセクシュアル・ハラスメントの相談も寄せられています。

本市の現状

配偶者などからの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)や性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、人権を侵害する行為です。この機会に、相手を自分と同じ一人の人間として尊重する意識を高めましょう。

◎問い合わせ 生活文化課
☎23-21121

DVとは

DVは、配偶者や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力のことです。

DVの加害者は特別な人ではありません。職場や地域では、穏やかでまじめと思われる人が、実は暴力を振るっている場合もあり、どんな関係でも起こる恐れがあります。

DVの形態

殴る、蹴る 物を投げつける 大声で怒鳴る、脅す 人前で侮辱する 無視する	身体的暴力
性的行為を強要する 生活費を渡さない お金を取り上げる	経済的暴力
	性的暴力
	精神的暴力

暴力から逃げられない被害者

加害者は、暴力を振るったあと、一転して反省の態度を見せたり、別人のように優しくなったりします。しかし、暴力は繰り返し、さらにエスカレートしていくケースもあり、被害者は徐々に逃げる機会や気力を失っていきます。

さらに、被害者にはさまざまな理由から、暴力から逃げられない状況に置かれています。

被害者の心情

- ・ 本当は優しい人だから、いつかは分かってくれる
- ・ 自分さえ我慢すれば、誰にも迷惑が掛からない
- ・ 夫の収入がないと生活できない
- ・ 逃げたら家族に危険が及ぶかもしれない

我慢しないで相談を

市では、DVや人間関係など、女性の悩みに関する相談を受け付けています。また、借金や悪質商法などに関する消費生活相談も併設していますので、さまざまな問題を相談できます。

都城市女性総合相談

○場所 男女共同参画センター
(市役所本館2階)

○相談専用電話 ☎23-71157

【女性相談員による相談】

毎週月～金曜日 10時～16時

※祝日を除く

【女性臨床心理士によるこころの相談(要予約)】

○日時 11月18日(水) 14時～16時

【女性弁護士による法律相談(要予約)】

○日時 11月25日(水) 13時～16時

女性ホットラインくすのき

○日時 毎週土曜日 14時～16時

○電話相談 ☎36-0740

児童虐待 ST

11月は 児童虐待防止推進月間

子どもを守るべき保護者(養育者)が、子どもの身体や心を傷つける児童虐待。子どもたちを虐待から守るために、おかしいと感じたらすぐに連絡ください。

◎問い合わせ ことも課

☎23-2684

児童虐待とは

児童虐待には身体的虐待や心理的虐待、ネグレクト(育児放棄・怠慢)、性的虐待があり、これらが重複して起こります。子どもに生活習慣や社会のルールを教えることは大切なことですが、しつけといえながら、子どもの心や体を傷つけるようであれば、それは虐待です。

虐待の形態

殴る、蹴る 戸外に閉め出す 言葉で脅す 兄弟・姉妹間で差別する 子どもの前で配偶者に暴力を振るう	身体的虐待
食事を与えない 家に閉じ込める 医療を受けさせない 同居人からの虐待を放置する	ネグレクト
性的関係を強要する	性的虐待
	心理的虐待

本市の現状

平成26年度、本市に寄せられた相談は117件で、そのうち虐待に関する相談が105件と、大半を占めています。内訳としては、ネグレクトが48件と約半数を占め、身体的虐待が35件、心理的虐待が22件となっています。

虐待の背景にある要因

虐待は、さまざまな社会的要因が絡み合って起こります。また、特別な事情がなくても、どの家庭でも起こり得ることです。

主な虐待の要因

①子育てからくるストレス

子どもという時間が長い、子育ての相談相手がいないなど

②家庭内のストレス

夫婦・家族関係がうまくいっていない、経済的不安があるなど

③養育者の問題

虐待を受けて育った、病気により十分な養育ができないなど

虐待から子どもを守るために

保護者(養育者)の皆さんへ

子育てに不安を感じたら、ちょっとしたことでも相談してみましよう。話すことで心が軽くなったり、問題を整理して解決の糸口を見つかりやすくなります。

市では、赤ちゃん健康相談や幼児健診の際に、保健師などが育児の悩みを聞く機会を設けています。気になることがあれば、こうした機会を生かして、専門家に相談してみましよう。

地域の皆さんへ

近所の人などがあいさつや声をかけてくれるだけで、養育者の気持ちや子どもを見かけたなら、温かい気持ちで見守ってください。また、児童虐待は身近なところで起きているかもしれせん。気になることがあったら、児童相談所や市役所などへ連絡ください。連絡を受けると、市や児童相談所の職員が、自宅を訪問して子どもの安全を確認し、養育者の相談にも対応します。

相談電話は「189」いちややく

児童相談所の全国共通ダイヤルは、「189」です。電話は近くの児童相談所につながります。子どもを虐待から守るため、気がついたことがあれば早めの連絡をお願いします。

※IP電話でつながらない場合は、☎0570-1064-1000へ電話ください

今から始める！

健康習慣

市では、「みやこのじょう健康づくり計画21（第2次）」を策定し、市民の皆さんの健康づくりを支援しています。いつまでも元気で生き生きと過ごすためには、日頃から健康な生活を送ることが大切です。まずは、できることから始めてみませんか。

◎問い合わせ 健康課 ☎23-2765



健康な生活を送るために

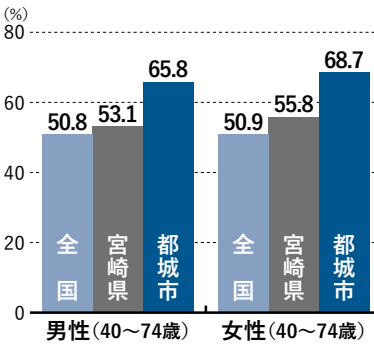
運動不足の解消と食生活を改善することで、肥満や糖尿病を予防するだけではなく、日常生活を健康に送る「健康寿命」を伸ばすこともできます。

毎日10分多く体を動かそう

運動は、生活習慣病に加えて、がんやロコモティブシンドローム、認知症などを予防する効果もあります。仕事などで忙しく、まとまった運動の時間がとれないときは、日常生活の中で体を動かす機会をつくり、今までより10分多く動くように意識しましょう。

- ・ 徒歩10分圏内は歩く
 - ・ 自転車や徒歩で通勤する
 - ・ 歩幅を広くして、早歩きする
 - ・ なるべく階段を使う
 - ・ 一日あと70gの野菜を取ろう
- 食事は食べ過ぎず、バランスを考えて規則正しく食べましょう。1日に必要な野菜の摂取量は約

HbA1c※5.6以上の状況(H25年度)



※HbA1c: 過去1~2カ月間の血糖値の平均
 ※HbA1c 5.6~6.4: 保健指導レベル
 6.5~ : 受診勧奨レベル

350gですが、現在の日本人の平均摂取量は約280g。不足している70gの分量は、トマト半個分、小皿に1皿分量です。日頃から、あと70g多く摂取するように心掛けましょう。



年に1度は健康診断を受けよう

健康診断は、病気の予防や早期発見・早期治療につながります。市では、胃がんや乳がんなどのがん検診や、特定健康診断を行っています。健康診断を必ず受診して、健康づくりに役立てましょう。

地域で支える健康づくり

自分で健康づくりをしようとする、なかなか長続きしないものです。地域で健康づくりを支援する人と一緒にがんばってみませんか。

食生活改善推進員

市から委嘱を受けた216人が各地区で料理講習会を開催。生活習慣病や低栄養の予防を中心に、食生活の改善をお手伝いします。また、小学生などを対象とした親子料理教室も開催しています。

みやこのじょう健康づくり会

約400人の会員が、各地区公民館を拠点に月に1回程度、健康体操やウォーキング、グラウンドゴルフなどを計画し、楽しみながら活動しています。



インタビュー
日々の工夫で健康な生活を
 食生活改善推進員
永山かゆみさん
 (梅北町)

運動を続けることは難しいですが、テレビを見ながら太ももを上げたり、料理を作りながら片足立ちをしたりする「ながら運動」を実践しています。難しく考えず、気付いたときに行うのが長続きのコツ。また、不足すると言われる70gの野菜を取りたいときは、朝食を見直してみることをお勧めします。小皿一杯分の野菜を電子レンジで温め、ポン酢などをかけて食べるだけで、手軽に野菜を摂取できます。

健康教室では、健康な食生活を送るための知識が学べます。生活習慣を見直し、健康管理の第1歩として、男性にも積極的に参加してほしいです。

屋外焼却や不法投棄は違法行為です

市民の皆さんが、リサイクルできるものを分別したり、決められた方法でごみを出したりして、適正にごみ処理をしている一方で、屋外焼却や不法投棄が後を絶ちません。違法なごみ処理は、周囲の人に迷惑をかけるばかりではなく、環境にも悪影響を与えます。この機会に、適正なごみ処理について考え、ルールに沿ったごみ処理に努めましょう。

●問い合わせ

屋外焼却・不法投棄の情報
環境政策課 ☎23-2130
各総合支所市民生活課
農業用廃プラスチックの処理
農産園芸課 ☎23-2425

後を絶たない屋外焼却

法律により、ごみの屋外焼却が禁止されているにもかかわらず、ごみや草木などの屋外焼却が後を絶ちません。市にも、「洗濯物に臭いが付く」「煙で咳が止まらない」などの苦情が寄せられていて、住民トラブルや健康への影響が懸念されています。また、ごみの屋外焼却は、火災の原因にもなりかねません。平成26年中には、屋外焼却が原因で21件の火災が発生しています。屋外焼却を止めて、ごみは燃や



屋外焼却を発見したら

住みよい環境を守るためには、市の監視活動だけではなく市民の皆さんの協力が必要です。



屋外焼却を発見した場合は、環境政策課または各総合支所市民生活課へ通報してください。

環境を壊す不法投棄

山林や河川、道路などに、使用できなくなった家電や家具などの粗大ごみに加え、空き缶や家庭ごみなどを違法に投棄する行為が見られます。不法に投棄されたごみ

は新たな不法投棄を呼び、大量の投棄につながる恐れがあります。また、不法投棄は周囲の景観を



環境監視員のパトロール活動

本市では現在、67人の環境監視員が各地区で環境監視活動を定期的に行っています。環境監視員は河川パトロールに加え、ごみが捨てられそうな人目に付かない場所を巡回しながら、不法投棄を監視し、ごみのない美しい環境を守るための活動をしています。

インタビュー 身近なところから行動を!



環境監視員 ときお 大峯 凱夫さん
(庄内町)

監視員の活動を始めて、4年目を迎えました。現在は月1回、乙房・平田地域の不法投棄や庄内川・大淀川の水質汚染などの早期発見に努めています。監視員を始めた頃は、ごみが捨ててある場所も多く見られましたが、看板を設置したり監視活動を強化したりしたことで、少しずつですがごみの量も減ってきましたが、ごみの不法投棄がなくなった訳ではありません。

一人一人が身近なところから行動し、子どもや孫の代まで引き継ぐ住みやすく美しいまち都城と一緒に守っていきましょう。

税金は納付期限内に納めましょう

市税は、福祉・教育・生活環境整備などの行政サービスを行うための重要な財源です。市税を納期限までに納めず、未納のままにしておく、自身も財産の差し押さえなどの滞納処分を受けるばかりではなく、市の財政が圧迫され行政サービスを低下させます。国民の三大義務の一つである「納税」。納期限までに納付しましょう。

◎問い合わせ 納税課 ☎23-2126

納税の義務

税金は、国や地方の行政サービスを支える大切な財源ですが、納めない一部の人がいると、大多数の善良な納税者との公平性を欠くこととなります。そのため、法律による強制力が必要なことから、納税の義務が定められています。

期限内納付

納税は、定められた納期限までに納付する必要があります。ほとんどの納税者は納期限を守っていますが、納期限を守らない一部の人のために、督促などの余計な費用がかかります。市税の有効活用のためにも、期限内の納付をお願いします。



滞納すると滞納処分されます

税の公平性を保つため、国税徴収法などで定められているのが滞納処分です。納税に携わる市職員は、滞納者の財産について調査や搜索をする権限を持っています。滞納者に対しては、財産調査に基

滞納処分(差し押さえ)の流れ

納期限を過ぎても納付がない場合

納期限後20日以内に督促状を送付します。納期限の翌日から延滞金が加算されます。

督促

督促状の発送日から10日経過しても完納しない場合は、財産の差し押さえを行います。

催告

督促状を送付しても納付がない場合、電話催告や文書による催告を行います。ただし、催告は法律で定められた手続きではないため、催告を行わなくても差し押さえをする場合があります。

財産調査

督促状などを送付しても納付がない場合は、国税徴収法などにより、官公庁や金融機関、勤務先などに対して、滞納者の調査をしたり滞納者宅などの搜索を行ったりします。

差し押さえ

取り立て・公売

差し押さえた預貯金や給料などの取り立て、不動産・自動車などの公売を行い、滞納税などに充当します。

税に充当



つき財産(預貯金・給与・生命保険・自動車・不動産など)を差し押さえるなどの滞納処分を行います。平成26年度は、預貯金1,497件、給与164件、生命保険70件、不動産77件など1,866件を差し押さえし、6,471万3千円を滞納している市税などへ充当しました。

納税は、便利な口座振替で

納め忘れを防ぐためには、口座振替が便利です。市内の金融機関の窓口にある市税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書に記入し、預貯金口座のある金融機関へ、納税通知書または領収書、預金通帳、通帳の届け出印を持参し、申し込みください。手続きの翌月(場合によっては翌々月)から振り替えを開始します。

納期限内に納付できないときは

市では、納期限までに納付することが困難な人のために、納税相談を行っています。納付できないときには、早めに相談ください。●日時 毎週木曜日19時まで ※第3木曜日は20時まで

国民健康保険税の

納め忘れはありませんか

国民健康保険（国保）制度は、加入者の皆さんがお金を出し合っており、病気やけがをした人の医療費に充てる、助け合いの制度です。国民健康保険税（国保税）の未納が増えると、国保の健全な運営に支障を来し税率が上がる要因の一つにもなりますので、必ず納付期限内に納めましょう。

納税義務者は世帯主です

国保税を納める人は、各世帯の世帯主です。世帯主が国保加入者でない場合（職場の社会保険や共済組合加入者など）でも、同じ世帯に国保加入者がいるときは、その世帯主に国保税が課税されます。

国保税を滞納すると

滞納者には、納税者との公平性を保つため、次の手順をとります。

① 督促

納期限を過ぎてから20日以内に督促状を発送します。

② 催告

①で納付がない場合、催告状を発送し、未納期間によって延滞金が増算されます。

③ 差し押さえ

①・②で納付がない場合、財産などの差し押さえ（滞納処分）をすることがあります。

国保税の未納が続くと

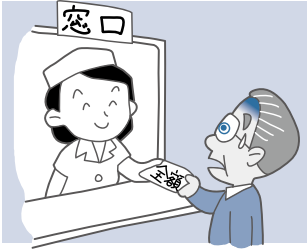
前年度以前に国保税の未納が続いた場合には、通常の被保険者証の交付ができなくなり、短期被保険者証または被保険者資格証明書が交付されます。

短期被保険者証とは

通常の国保被保険者証より有効期限が短い被保険者証で、前年度以前に国保税の未納がある場合に交付されます。

被保険者資格証明書とは

国保税の未納期間が1年以上続いた場合に交付される証明書で、国保の被保険者であることを証明します。この資格証明書が交付されると、医療機関で診療を受ける場合には、診療費用の全額をいたん自己負担することになります。



国保税を納めるのが困難なときは

期限内に国保税を納付することが困難なときは、市が事情に応じて、分割して納めるなどの解決方法を一緒に考えます。相談は随時受け付けていますので、納付できないときには、未納額が増える前に相談ください。

なお、毎月第3木曜日は、相談窓口を20時まで延長して受け付けています。

健康保険に加入・脱退するときには届け出が必要ですよ

職場の社会保険や共済組合などをやめて国保に加入する場合は、自動的に切り替わりませんので、必ず届け出を行ってください。

国保税は、加入の届け出が遅れた場合でも、職場の社会保険や共済組合などの加入資格がなくなった日にさかのぼって課税します。

また、国保の脱退届け出が遅れた場合には、新たに加入した健康保険と二重に課税され、必要以上に納税することになります。

健康保険は、職場の社会保険や共済組合などが優先となり、国保を脱退後に、資格の無い国保の被保険者証を使用した場合は、後日診療費用を請求されますので、ご注意ください。

国保の加入・脱退の届け出

次の要件に該当するときは、必ず14日以内に届け出てくださいます。

- 加入するとき
 - 他の市町村から転入してきたとき
 - 職場の社会保険などをやめたとき
 - 社会保険や共済組合加入者などの被扶養者でなくなったとき
 - 子どもが生まれたとき
 - 生活保護を受けなくなったとき
- 脱退するとき
 - 他の市町村に転出するとき
 - 職場の社会保険や共済組合などに加入したとき
 - 社会保険や共済組合加入者などの被扶養者になったとき
 - 被保険者が死亡したとき
 - 生活保護を受けるようになったとき

◎ 問い合わせ 保険年金課

(国保加入・国保税について)

国保担当 ☎ 23-2642

(国保税の納付について)

収納担当 ☎ 23-7144